

提案型民間活用制度民間委託化提案募集要項 (素案)

平成〇〇年〇〇月

茅ヶ崎市

目 次

1 本制度の趣旨	2
2 募集する提案内容	2
3 民間委託化提案対象事業	3
4 提案主体	3
5 提案の流れ	4
6 事業化に向けて	6
(参考) 「提案型民間活用制度」フロー	6
(参考) 事務事業リストの見方	7
(参考) 他市民間提案制度等による民間委託化された事業一覧	7
(様式1) 「提案型民間活用制度」民間委託化提案 確認書	8
(様式2) 「提案型民間活用制度」民間委託化提案 提案書	10

1 本制度の趣旨

少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化、社会経済状況の変化等に伴い複雑化する行政課題や市民ニーズに効率的・効果的に対応し、持続可能な成長と活力のある豊かな地域社会を築いていくためには、民間団体、民間事業者、行政の多様な主体が、市民サービスの受益者である市民の立場に立ち、それぞれの長所を活かしつつ、より理想的な役割分担の下で連携していくことが重要です。

本制度は、各主体の役割分担の見直し、また、民間団体、民間事業者のノウハウ、アイデアの活用により、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込まれるものについては、積極的に民間に委ねるといった「事業実施主体の最適化」を図り「新しい公共の形成」を促進するための制度として導入するものです。

本制度の主な目的は次のとおりです。

- ①事業実施主体の最適化
- ②市民サービスの向上
- ③効率的な行政運営
- ④市民主体によるまちづくり
- ⑤地域経済の活性化

なお、本制度においては、過度に経済性のみを優先し、市民のサービスの質の低下を招くことがないように十分配慮するものとします。

2 募集する提案内容

提案型民間活用制度では、次の2つの類型があります。

(1) テーマ設定型

成果をより向上させる必要がありながら効果的な方策が定まっていない課題や複数部課で取り組むことにより効果があるような施策で、行政の発想では解決に限界があり、民間団体、民間事業者のノウハウに期待するものを行政が設定するものです。

(2) 自由提案型

原則として、市が実施する全ての事務事業を対象として、市民、民間団体、民間事業者等から民間委託化すべき事業の提案を受け付ける「民間委託化提案」、その後市が民間委託すべきと決定した事業について民間団体、民間事業者から企画提案を受け付ける「事業企画提案」の2段階提案となります。

今回募集する提案内容は、自由提案型の「民間委託化提案」となり、現行の事業について、民間委託すべき事業や既存事業を組み合わせる民間委託すべき事業等、その効果について幅広い提案を募集します。現行の事業をそのまま引き受ける委託先を募集するものではありません。

3 民間委託化提案対象事業

(1) 民間委託化提案募集対象事業について

前述のとおり、原則として、本市が実施する全ての事務事業を対象とします。しかしながら、法令等の規定により行政が直接実施しなければならないもの等については、この限りではありません。

(2) 民間委託化提案募集事業の形態について

募集する提案形態については、次の3つを想定しています。したがって、新規事業及び事業廃止における提案は対象外とします。

(ア) 既存1事業についての提案

(イ) 既存1事業の1部分についての提案

(ウ) 既存1事業（含む1部分）を複数集約した提案

(3) 民間委託化提案のための公表資料（市公式ホームページ等で閲覧できます）

公表資料として、次の資料を準備します。

(ア) 茅ヶ崎市行政機構図

市役所がどのような組織（部や課等）で構成されているかを表しています。

(イ) 各部課の業務計画（平成28年度）

市役所の各組織における当該年度の重点事項が記載されています。

(ウ) 事務事業リスト（平成27年度）

市がどのような事務事業を行っているかを表しています。事務事業毎の職員従事者数、予算額、人件費相当額、委託の有無、担当部課名等が掲載されており、提案の基となる資料です。

(エ) その他参考資料

茅ヶ崎市総合計画基本構想、茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画、提案型民間活用制度ガイドライン、公民連携推進のための基本的な考え方等を公表します。

4 提案主体

(1) 提案主体

(ア) 企業、NPO等の団体及び個人（どなたでも提案できます）

(イ) 提案主体が団体の場合は、提案した事業を安定的に実施できる団体に限ります。法人格の有無は問いません。

(ウ) 提案主体が個人の場合は、アイデアのみの提案も可能ですが、提案した事業の実施

者や実現性等について具体的な検討の上、提案してください。単なる感想や要望、内容に具体性のないものについては、提案として取り扱いできない場合があります。また、提案内容によっては、選定委員会等での説明を求める場合がありますので、ご承知置きください。

(2) 提案条件

次の事項に該当する場合は、提案することができません。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により茅ヶ崎市における一般競争入札の参加を制限されている団体
- ・ 茅ヶ崎市指名停止等措置基準により指名停止等を受けている団体
- ・ 公租公課を滞納している団体又は個人
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合は除く。）
- ・ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体又は個人
- ・ 公序良俗に反する事業を行う団体又は個人
- ・ 政治性又は宗教性のある事業を行う団体又は個人
- ・ 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号から第5号までに該当する団体又は個人

5 提案の流れ

(1) 事前確認

提案前に必ず企画経営課行政改革担当まで連絡してください（必須）。事業担当課と個別ヒアリング等の調整を行います。

(ア) 事前確認方法

窓口、電子メール又は郵送により提出してください

(イ) 提出書類

(様式1) 民間委託化提案 確認書（自由提案型）

(ウ) 事前確認期間

平成29年4月3日（月）～平成29年5月15日（月）

(エ) 提出先

茅ヶ崎市企画部企画経営課行政改革担当

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話番号：0467（82）1111内線2531～2533

電子メール：kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(オ) 事前確認後について

より実現性の高い提案をいただくため、事務事業に係るこれまでの経緯や問題点等について、担当課より後日内容確認の連絡や個別ヒアリング等を実施させていただきます。

(2) 提案募集受付

上記の確認書提出後の担当課からの内容確認又は個別ヒアリング未実施の場合は受付できません。

(ア) 提案募集時期

平成29年5月1日（月）～平成29年5月31日（水）

(イ) 提出書類

(様式2) 民間委託化提案 提案書（自由提案型）

(ウ) 提出方法

窓口、電子メール又は郵送により提出してください

(エ) 提出先

茅ヶ崎市企画部企画経営課行政改革担当

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電子メール：kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

(オ) 提案書提出後について

外部の有識者等で構成される附属機関である茅ヶ崎市提案型民間活用制度事業者選定委員会において提案審査を行います（予定：7月頃）。提案審査の結果を踏まえ、最終的に市が民間委託する事業を決定します（予定：8月頃）。民間委託化する事業については、翌年度より原則3年間の実施とします。

(3) 結果の公表

提案の審査結果については、個人情報や機密事項等を除きその概略を後日市公式ホームページ等で公表します。

6 事業化に向けて

民間委託化すると決定した事業については、必要な予算措置等を市にて行い、別途、事業企画提案を募集します（事業提案が採用となった提案者が必ずしも実施者となるものではあ

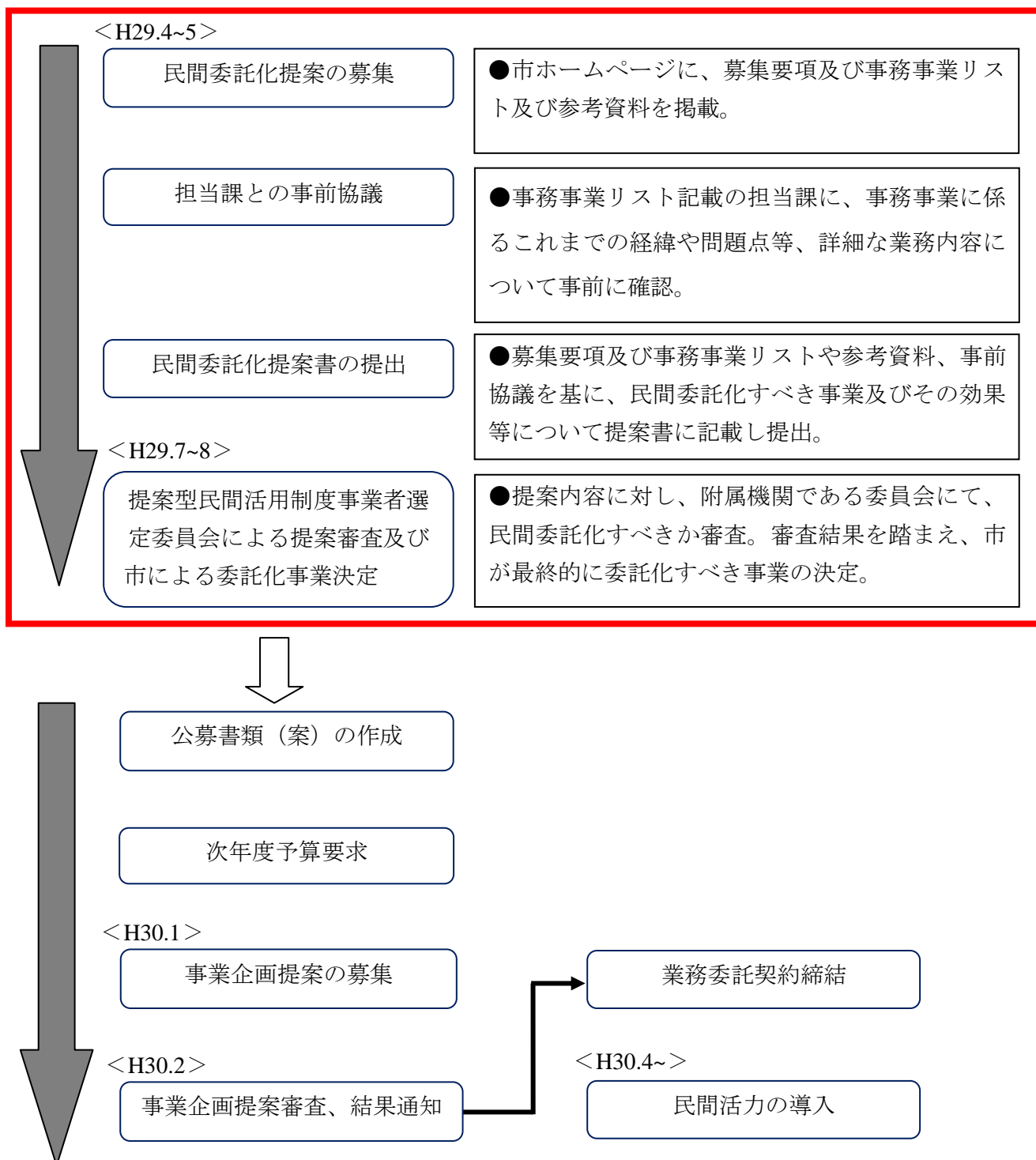
りません)。契約の相手方の選定は、別途公募型プロポーザル方式の方法により、改めて事業者を選定します。

なお、外部環境の急激な変化により、募集を行わない可能性もあります。

※事業者選定に際しては、提案が採用となった事業者には一定の加点をして評価を行います

※事業者選定に際しては、サービスの質の向上や地域経済活性化・地域への波及効果、提案の実現可能性等について、総合的に審査を行います

(参考) 提案型民間活用制度 (自由提案型) フロー



(参考) 事務事業リストの見方

事務事業リストの見方は次のとおりです。

項番	項目	内容等
1	No.	事業の通し番号となります。
2	事務事業名	茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画事業名を記載しています。
3	事業内容	各事務事業の概要を記載しています。
4	従事者数	各事務事業に従事している職員数を記載しています。
5	H27 予算額	各事務事業の平成27年度の予算額を記載しています。
6	人件費相当額	各事務事業の平成27年度の職員人件費を記載しています。
7	委託の有無	各事務事業における委託の有無について、「全部委託」「一部委託」「なし」のいずれかを記載しています。

(参考) 他市民間提案制度等による民間委託化された事業一覧

印刷、複写業務	公共施設の包括管理業務
区役所のコンシェルジュ業務	国民健康保険窓口業務
建設工事積算業務	公園便所、遊び場便所及び公衆便所の維持管理業務
ファミリーサポートセンター・休日保育事業	総合案内業務
市営住宅及び公共借上賃貸住宅の管理業務	防犯灯維持管理及び整備業務
成人式運営業務	狂犬病予防集団注射会場業務
がん予防普及啓発業務	給食業務

※あくまで他市にて実施した事業であり、本市において同様の事務がない場合もあります。

様式 1

「提案型民間活用制度」 民間委託化提案 確認書（自由提案型）

年 月 日

茅ヶ崎市長 宛

団体名または個人名
代表者名（団体の場合）
住所
電話番号

事業No.	事業名	担当課名
提案を検討されている事業についての確認事項等		
担当者連絡先	氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

※以下、市記入欄

受付No.	受付年月日
担当課確認欄<課名： 課（受領日： 年 月 日）>	
<ヒアリング日時> 年 月 日	
<ヒアリング場所>	
<連絡日> 年 月 日	

様式2

「提案型民間活用制度」 民間委託化提案 提案書（自由提案型）

年 月 日

茅ヶ崎市長 宛

団体名または個人名
代表者名（団体の場合）
住所
電話番号

募集要項および下記注意事項を確認の上、次のとおり提案します。

事業No.		事業名	担当課名	
事業内容 事前確認 (事前確認未実施の場合 は受付できません)	事前確認課（事業担当課： 課）			
提案内容				

<続きあり>

<p>目 的</p>	<p>①事業実施主体の最適化 ②市民サービスの向上 ③効率的な行政運営 ④市民主体による持続可能なまちづくり ⑤地域経済の活性化</p>
<p>提 案 理 由</p>	
<p>メリット・効果 (市が実施するのと比較して優れている点 等)</p>	

<続きあり>

提案事業に係る 事業・収支計画 (提案者が個人の場合は省略可)			
担当者連絡先	氏名		
	電話番号		
	FAX 番号		
	メールアドレス		

※ご提案いただいた内容について、後日ヒアリングを行わせていただく場合があります。

※単なる感想や要望、内容に具体性のないものについては提案として取り扱いできません。

※提案者が個人の場合は、提案した事業の実施者や実現性、法的根拠等、具体的な検討の上、提案してください。

※提案者が団体の場合は、提案した事業を安定的に実施できる団体に限ります。

※提案が採用となった提案者が必ずしも実施者となるものではありません。契約の相手方は別途選定します。

※以下、市記入欄

受付No.		受付年月日	
担当課確認欄 (課名: _____ 課)			
<現 状> 直営 ・ 一部委託 ・ 全部委託			
<法的根拠> 可 ・ 不可			
<実現可能性> 可 ・ 不可			
<担当課見解>			